

(様式第1号)

受付番号	江議第 25 号
受付日	平成31年4月18日
送付日	平成31年4月18日
答弁期日	平成31年5月15日
答弁受理日	令和元年5月15日

江田島市議会議長 林 久光 様

会 派 名 立風会
質問者氏名 胡子 雅信

文 書 質 問 書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の内容】

I. 質問項目

企業立地奨励制度の実績および運用等について

II. 質問の要旨

江田島市の産業振興と雇用機会の更なる拡大を図り、市経済の発展と市民生活の充実安定を推進するため、平成25年6月以降、企業立地奨励条例を4度改正し、奨励制度の拡充をしてきたところである。企業立地奨励制度の実績および運用等において、以下の6項目について答弁を求める。

1. 企業立地奨励金、新規雇用奨励金、施設整備奨励金、土地取得奨励金の財源を確認までに問う。
2. 新規雇用奨励金の対象となる新規雇用者について以下のことを問う。
 - (1) 雇用契約後に江田島市に転居した者だけでなく、雇用契約以前から江田島市に居住している者も対象になるという理解でよいか。



(2) 技能実習、特定活動および特定技能（平成31年4月1日施行の出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律により新たに創設）の在留資格をもつ外国人は、特定技能2号を除き在留期間が決まっている。在留期間に上限がある者を新規雇用奨励金の対象とすることは可能か。

(参考)

企業立地奨励制度は、江田島市の産業振興や雇用拡大を図ることを目的とするもので、条例では新規雇用者について、「操業の開始に伴い、新規に常勤の従業員として雇用された者で、当該産業施設等に専従する者（増設の場合は、従前の従業員数の増員となる者に限る。）」とある。

また、市ホームページでは適用要件について、「期間の定めのない労働契約を締結し雇用した者で、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者」とある。

外国人技能実習制度では、技能実習生が日本において、企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において習得が困難な技術等の修得・習熟・熟達を図るものであり、最長で5年とされている。

技能実習法（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律）第3条第2項では、『技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。』とある。

特定活動においては、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動をすることが認められており、在留期間は5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）としている。

尚、特定技能1号は通算で5年の在留期間であるが、特定技能2号は家族の帯同も許可され、滞在期間を更新することも可能である。

3. 平成28年江田島市議会第2回全員協議会において、企業立地奨励条例（平成26年2月28日条例第11号）の一部改正について、産業部長（当時）からは、条例制定以降、申請は3件にとどまっており、産業振興と雇用機会のさらなる拡大を図るため、条例の一部改正をしたいとの説明があった。

現行条例（平成28年2月26日条例第10号）に改正されて3ヵ年度過ぎたが、奨励事業者指定された企業は何社あり、どのような産業施設であるか。（下表は例）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
奨励事業者の数	社	社	社
産業施設等の業種			

4. 企業立地奨励制度のもと、すでに奨励金交付を受けている企業ごとに、主たる業種、各種奨励金の額、新規雇用奨励金の対象となった人数および適用条例を問う。(下表は例)

企業名 : A社

適用条例 : 平成〇〇年〇月〇〇日条例第〇〇号

主たる業種 : 〇〇〇〇

	N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度
企業立地奨励金	万円	万円	万円	万円	万円
新規雇用奨励金	万円	新規雇用者 人 (うち 日本人市民 人) 外国人市民 人)			
施設整備奨励金	万円				
土地取得奨励金	万円				

5. 現行条例(平成28年2月26日条例第10号)の附則第3条(新規雇用奨励金の特例)にある広島県中山間地域雇用奨励事業補助金交付要綱(平成27年4月1日制定)の適用期間は平成32年度(本年5月1日以降は、令和2年度、2020年度)までということによいか。

6. 改正前の条例(平成26年2月28日条例第11号)に基づいて平成26年9月18日付け企業立地奨励事業者指定通知書(指令江商第9号)により奨励事業者として指定された株式会社フルサワ(以下、事業者という。)は対象となった新設「工場」(以下、第四工場という。)について、平成28年4月22日に事業計画変更届を提出している。

主な変更事項として工期のほか、第四工場を分離して名称をA棟工場とB棟工場に、主たる業務として「鉄工・海洋構造物・機器修理・リサイクル・産業廃棄物」からA棟工場が「鉄工・海洋構造物加工、機器修理」に、B棟工場が「汚染土壌処理」に変更された。本件における企業立地奨励制度の運用等について以下のことを問う。

(1) 改正前の条例(平成26年2月28日条例第11号)第2条に定義されている「工場等」に汚染土壌処理施設は該当するか。

(2) 上記(1)で「該当しない」場合に以下のことについて答弁を求める。

ア. 平成28年2月の条例改正において、対象業種をこれまでの「製造業、学術的研究及び試験、宿泊施設、遊園地、ゴルフ場及びマリインレジャー施設(風営法第2条第1項及び第5項は除く)、その他の産業の振興に寄与する事業」から、「全産業(風営法第2条第1項及び第5項は除く)」に拡充したが、汚染土壌処理施設は現行条例(平成28年2月26日条例第10号)第2条にある産業施設等(市の産業の振興に寄与すると認められる事業の用に供する施設等)に該当するという理解によいか確認までに問う。

イ。現行条例（平成28年2月26日条例第10号）の附則第2条（経過措置）として、
「平成28年4月1日までに、改正前の江田島市企業立地奨励条例の規定により指定を受けた奨励事業者については、なお従前の例による。」とある。

事業者は、改正前の条例（平成26年2月28日条例第11号）により、平成26年9月18日に指定を受け、現行条例（平成28年2月26日条例第10号）施行後の平成28年4月22日に事業計画変更届を提出し、工場の一部を汚染土壌処理施設（B棟工場）に変更したが、改正前の条例が適用されるのか、それとも現行条例が適用されるのか確認までに問う。

(3) 上記(1)で「該当する」場合、若しくは上記(2)アで「該当する」且つ(2)イで「現行条例が適用される」場合に以下のことについて答弁を求める。

現在、事業者の汚染土壌処理施設（B棟工場）及び栈橋等設置に係る海域占有について、4漁業協同組合（沖、鹿川、美能、三高の4漁協）等が許可権者である広島県等を相手に汚染土壌処理業許可取消並びに同許可執行停止、海域占用許可取消および海域占用変更許可取消並びに同執行停止等について法廷で争っている。

市民生活部長等が出席した平成31年3月22日に開催された汚染土えたじま持ち込み反対協議会で、市民からは、事業者から奨励金交付申請があった場合、係争中は交付を保留してはどうかとの意見があった。司法判断によっては、改正前の条例および現行条例にある第8条（指定の取消し等）にあてはまる事情が発生する可能性もあるが、市は係争中であっても事業者から申請があれば奨励金を交付するのか問う。

(様式第2号)

江 総 第 6 5 号

令和元年5月15日

江田島市議会議長 林 久 光 様

江田島市長 明 岳 周 作
(産 業 部)



文 書 質 問 答 弁 書

平成31年4月18日付け江議第25号で依頼の江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づく議員の文書質問については、次のとおり回答します。

- 1 質問項目
企業立地奨励制度の実績および運用等について
- 2 答弁内容
別紙のとおり



企業立地奨励制度の実績および運用等について

1 企業立地奨励金、新規雇用奨励金、施設整備奨励金、土地取得奨励金の財源を確認までに問う。

【回答】 一般財源です。ただし、新規雇用奨励金については、令和元年12月中に操業を開始し、令和3年1月1日時点で要件を満たす場合、上限100万円のうちの2分の1については、広島県の補助金を財源とします。

2 新規雇用奨励金の対象となる新規雇用者について以下のことを問う。

(1) 雇用契約後に江田島市に転居した者だけでなく、雇用契約以前から江田島市に居住している者も対象になるという理解でよいか。

【回答】 新增設した施設等の操業開始に伴い、新規に雇用した常勤の従業員であれば、雇用契約以前から本市に居住している者であっても新規雇用奨励金の対象となります。

(2) 技能実習、特定活動および特定技能(平成31年4月1日施行の出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律により新たに創設)の在留資格をもつ外国人は、特定技能2号を除き在留期間が決まっている。在留期間に上限がある者を新規雇用奨励金の対象とすることは可能か。

【回答】 江田島市企業立地奨励条例施行規則第6条において、新規雇用奨励金の対象となる新規雇用者とは、期間の定めのない労働契約を締結して雇用される者であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と定義されています。そして、上記要件に該当する場合、市の産業振興と雇用機会の拡大を目的とする江田島市企業立地奨励条例の主旨から、在留期間の制限をもって一律に新規雇用奨励金の対象外とすることは適当ではないと考えます。

3 平成28年江田島市議会第2回全員協議会において、企業立地奨励条例(平成26年2月28日条例第11号)の一部改正について、産業部長(当時)からは、条例制定以降、申請は3件にとどまっており、産業振興と雇用機会のさらなる拡大を図るため、条例の一部改正をしたいとの説明があった。

現行条例(平成28年2月26日条例第10号)に改正されて3カ年度過ぎたが、奨励事業者指定された企業は何社あり、どのような産業施設であるか。

【回答】 現行条例となってから、平成30年度までに奨励事業者指定された企業はありません。

4 企業立地奨励制度のもと、すでに奨励金交付を受けている企業ごとに、主たる業種、各種奨励金の額、新規雇用奨励金の対象となった人数および適用条例を問う。

【回答】 企業名 : A社

適用条例 : 江田島市企業立地奨励条例の一部を改正する条例(平成26年江田島市条例第11号)による改正後の江田島市企業立地奨励条例(以下「旧条例」といいます。)

主たる業種 : 製造業(切削機械加工等)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度(予算)
企業立地奨励金	903,059円	1,140,513円	1,074,344円	2,167,073円	2,800,000円
新規雇用奨励金	1,500,000円	新規雇用者3人 [うち 日本人市民2人 外国人市民1人]			

5 現行条例（平成28年2月26日条例第10号）の附則第3条（新規雇用奨励金の特例）にある広島県中山間地域雇用奨励事業補助金交付要綱（平成27年4月1日制定）の適用期間は平成32年度（本年5月1日以降は、令和2年度、2020年度）までということでしょうか。

【回答】 広島県中山間地域雇用奨励事業補助金の適用期間は、市町による奨励金交付の時点をもって判断し、本市での新規雇用奨励金の交付が令和2年度中となる事業が該当します。したがって、県の雇用奨励事業補助金は、本市での操業開始が令和元年12月中までであって、本市新規雇用奨励金の交付に係る基準日が令和3年1月1日となる事業が対象です。

6 改正前の条例（平成26年2月28日条例第11号）に基づいて平成26年9月18日付け企業立地奨励事業者指定通知書（指令江商第9号）により奨励事業者として指定された株式会社フルサワ（以下、事業者という。）は対象となった新設「工場」（以下、第四工場という。）について、平成28年4月22日に事業計画変更届を提出している。

主な変更事項として工期のほか、第四工場を分離して名称をA棟工場とB棟工場に、主たる業務として「鉄工・海洋構造物・機器修理・リサイクル・産業廃棄物」からA棟工場が「鉄工・海洋構造物加工、機器修理」に、B棟工場が「汚染土壌処理」に変更された。本件における企業立地奨励制度の運用等について以下のことを問う。

(1) 改正前の条例（平成26年2月28日条例第11号）第2条に定義されている「工場等」に汚染土壌処理施設は該当するか。

【回答】 旧条例第2条第1項第2号エの「その他の施設」に該当し、第2条に定義される「工場等」に該当すると考えます。

(2) 上記(1)で「該当しない」場合に以下のことについて答弁を求める。

ア 平成28年2月の条例改正において、対象業種をこれまでの「製造業、学術的研究及び試験、宿泊施設、遊園地、ゴルフ場及びマリンレジャー施設（風営法第2条第1項及び第5項は除く）、その他の産業の振興に寄与する事業」から、「全産業（風営法第2条第1項及び第5項は除く）」に拡充したが、汚染土壌処理施設は現行条例（平成28年2月26日条例第10号）第2条にある産業施設等（市の産業の振興に寄与すると認められる事業の用に供する施設等）に該当するという理解でよいか確認までに問う。

イ 現行条例（平成28年2月26日条例第10号）の附則第2条（経過措置）として、「平成28年4月1日までに、改正前の江田島市企業立地奨励条例の規定により指定を受けた奨励事業者については、なお従前の例による。」とある。

事業者は、改正前の条例（平成26年2月28日条例第11号）により、平成26年9月18日に指定を受け、現行条例（平成28年2月26日条例第10号）施行後の平成28年4月22日に事業計画変更届を提出し、工場の一部を汚染土壌処理施設（B棟工場）に変更したが、改正前の条例が適用されるのか、それとも現行条例が適用されるのか確認までに問う。

【回答】 なし

(3) 上記(1)で該当する場合、若しくは上記(2)アで「該当する」且つ(2)イで「現行条例が適用される」場合に以下のことについて答弁を求める。

現在、事業者の汚染土壌処理施設（B棟工場）及び棧橋等設置に係る海域占有について、4漁業協同組合（沖、鹿川、美能、三高の4漁協）等が許可権者である広島県等を相手に汚染土壌処理業許可取消並びに同許可執行停止、海域占用許可取消および海域占用変更許可取消並びに同執行停止等について法廷で争っている。

市民生活部長等が出席した平成31年3月22日に開催された汚染土壌たじま持ち込み反対協議会で、市民からは、事業者から奨励金交付申請があった場合、係争中は交付を保留してはどうかとの意見があった。司法判断によっては、改正前の条例および現行条例にある第8条（指定の取消し等）にあてはまる事情が発生する可能性もあるが、市は係争中であっても事業者から申請があれば奨励金を交付するのか問う。

【回答】 補助金等の交付は、補助金等の交付の申請が当該補助金等の交付の目的等に照らして適正と認められる場合に行います。